津山市監査委員告示第9号 平成30年2月28日

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成29年度の行政監査を 実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実 津山市監査委員 津 本 辰 己

# 平成 29 年度

行政監查結果報告書

津山市監査委員

# 目 次

第 1	監査のテーマ			1
第 2	監査の目的			1
第3	監査の対象			1
第 4	監査の期間			1
第5	監査の方法			1
第6	監査の着眼点			1
第7	審議会等の概要			2
1	審議会等の分類に	ついて		
第8	審議会等の運営状況	況(調査票の集計結果)		3
1	審議会等の設置根	処について		
2	設置目的について			
3	委員の現況につい	7		
4	審議会等の会議運	営について		
第9	監査結果 ········			9
1	委員の年齢及び在代	任期間について		
2	委員の兼任につい	7		
3	女性委員及び公募	委員の登用について		
4	会議の公開につい	7		
5	審議会等の統廃合し	こついて		
6	むすび			
別表	監査対象審議会等·	一覧	1	1
参考	資料			
	津山市審議会等の設置	置及び運営に関する指針	1	3
	審議会等の委員任用	基準に関する規程 ······	1	6

# 第1 監査のテーマ

審議会等の運営状況について

#### 第2 監査の目的

多様化・高度化する行政需要に対応していくため、法律、条例その他の規定に基づき設置されている審議会等は、市民の意見や専門的な知識を市政に反映させる有効な手段である。本市では、審議会等の委員として幅広い人材の活用を図るため、「審議会等の委員任用基準に関する規程」を定めるとともに、審議会等の機能の充実、活性化を図ることを目的に「津山市審議会等の設置及び運営に関する指針」を示している。また、津山市第10次行財政改革大綱において、審議会等への市民公募や女性参画の推進が掲げられている。

こうした中、本市において設置されている審議会等が、設置目的の趣旨に沿って 適切に運営されているか、委員構成において幅広い人材を活用しているかなどを検 証し、今後の適正かつ効率的な市政運営に資することを目的として行政監査を実施 した。

# 第3 監査の対象

地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された付属機関(法律または条例に基づくもの)及び市の要綱等で設置されている付属機関に準ずる機関で、平成29年4月1日現在、本市に設置しているものを監査対象とした。

ただし、市職員及び関係行政機関のみで構成されるもの、特定の事業を実施する ために組織するもの、関係団体間の情報共有を目的とするものについては、監査の 対象から除外した。

なお、基準日(平成29年4月1日)において、本監査の対象とした審議会等(96機関)の一覧は、別表として本報告書に添付した。

## 第4 監査の期間

平成29年11月7日から平成30年2月23日まで

#### 第5 監査の方法

審議会等の運営状況について、所管課から調査票及び委員名簿の提出を求め、 書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

#### 第6 監査の着眼点

- 1 審議会等の設置状況について
- (1) 設置の目的、必要性等は適切か。
- (2) 類似するものはないか。
- 2 審議会等の委員構成について
- (1) 在任期間や兼任状況等、委員の構成は適切か。

- (2) 女性委員や公募委員の登用に努めているか。
- 3 審議会等の会議運営について
- (1)会議の開催状況は適切か。
- (2)会議の公開等、情報公開は十分行われているか。

# 第7 審議会等の概要

# 1 審議会等の分類について

審議会等の性格や設置根拠等を分類すれば、次表のとおりである。

	o /\		設置根拠		公金支出	公務災害
	区分	法律	条例	要綱等	報酬	補償
	法律で設置義務があるもの (法律必置)	0	_	_	0	0
付属機関	法律で任意設置のもので条例で 設置するもの (法令任意)	0	0	_	0	0
	市独自の判断で条例で設置する もの (条例設置)	_	0	_	0	0
付属機関に準ずる機関	市独自の判断で要綱等で設置するもの	_	_	0	_	_

※「○」は該当、「一」は非該当

#### (1) 付属機関として設置するものについて

付属機関とは地方自治法第138条の4第3項に基づくもので、「普通地方公共団体は、法律又は条例に定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されている。

委員の身分については、地方自治法第202条の3第2項において、「附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。」と規定され、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、特別職の地方公務員である。

また、委員に対して、地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用 弁償を支給しなければならず、報酬額等は条例で定めなければならない。その他、 公務災害補償の対象になる。

本市では、委員の報酬等については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている。また、公務災害補償については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」及び同施行規則に規定されている。

## (2) 付属機関に準ずる機関として設置するものについて

付属機関に準ずる機関として、法律又は条例を根拠とせず、要綱等に基づき設置されている審議会等があり、付属機関と同様な機能を果たしているものがある。

国の「審議会等の整理合理化に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)においては、規則や要綱等で設置したものは付属機関とは異なり、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談の場として性格付けられるものであり、意見聴取の場として利用することとしている。

委員の身分については、地方自治法や地方公務員法は適用されなく、報酬及び 費用弁償の支給及び公務災害補償の対象にはならない。しかし、会議等への出席 に関しては、役務の提供に対する対価として報償費(謝金)や旅費を支給するこ とは可能であるとされている。

# 第8 審議会等の運営状況 (調査票の集計結果)

## 1 審議会等の設置根拠について

(単位:機関)

	区	分		法令必置	法令任意	条例設置	規則設置	要綱設置	その他	合 計
付	属	機	関	8	21	42	0	0	0	71
付準	属様		に関	0	0	0	1	22	2	25
合			計	8	21	42	1	22	2	96
	構	成比		8.3%	21. 9%	43.8%	1.0%	22. 9%	2.1%	100.0%

審議会等の設置数96機関のうち、付属機関は71機関で、設置根拠別で見ると、「法令必置」が8機関、「法令任意」が21機関、「条例設置」が42機関となっており、条例設置によるものが、約6割を占めていた。

付属機関に準ずる機関は25機関で、「規則設置」が1機関、「要綱設置」が 22機関、「その他」が2機関で、要綱設置によるものが、約9割を占めていた。

#### 2 設置目的について

(単位:機関)

	区分		調停機関	審査機関	審議機関	調査機関	その他	合 計	
付	属	機	関	0	8	57	3	3	71
付準	属がる	幾 関 5 機	に関	0	4	11	1	9	25
合			計	0	12	68	4	12	96
	7	構成比		0.0%	12. 5%	70.8%	4.2%	12. 5%	100.0%

目的別で見ると、付属機関、付属機関に準ずる機関とも、「審議機関」が最も多く、約7割を占めていた。

# 3 委員の現況について

# (1)委員(現員)数について

(単位:機関)

	区	分		選任なし	1~5人	6~10人	11~18人	19~25人	26人以上	合 計
付	属	機	関	10	7	25	23	4	2	71
付準	属が	幾 関 5 機	に関	5	1	7	11	1	0	25
合			計	15	8	32	34	5	2	96
	構	成比		15. 6%	8. 3%	33.3%	35. 4%	5. 2%	2.1%	100.0%

「津山市審議会等の設置及び運営に関する指針」(平成17年4月1日市長決裁。以下「本市設置運営指針」という。)において、「委員の定数は必要最小限とし、原則として18人以内とする。」としている。

18人以下の審議会等が92.6%であったが、設置目的や所掌事項を踏まえ、18人を上回る委員を選任していた審議会等が7機関あった。

また、審議する事案が発生していないなどの理由により、委員の選任を行って いない審議会等が15機関あった。

## (2) 委員の構成について

(単位:人)

	区分		学識経験者	関係団体 選 出	市民代表	関係行政 機関職員	市議会議員	市職員	その他	合 計	
付	属	機	関	162	351	73	55	14	51	36	742
付準		幾 関	に関	30	119	21	30	0	40	1	241
合			計	192	470	94	85	14	91	37	983
	構	成比		19. 5%	47.8%	9.6%	8.6%	1.4%	9.3%	3.8%	100.0%

全体で延べ983人の委員を選任しており、関係団体選出が470人 (47.8%) と最も多く、次いで学識経験者が192人 (19.5%)、市民代表が94人 (9.6%) の順となっていた。

# (3) 委員の年齢について

(単位:人)

	区	分		30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳台	70歳代	80歳代	合 計
付	属	機	関	7	37	88	226	230	129	25	742
付準	属様		に関	0	6	26	97	68	25	5	227
合			計	7	43	114	323	298	154	30	969
	構	成比		0. 7%	4. 4%	11.8%	33. 3%	30.8%	15. 9%	3. 1%	100.0%

※所管課において、委員の年齢層を把握していない14名を除く。

「審議会等の委員任用基準に関する規程」(平成12年11月1日津山市訓令第9号。以下「本市委員任用基準」という。)第3条において、「審議会等の委員として任用(再任を含む。)する者は、選任する日において71歳未満でなければならない。」としている。

委員の年齢については、50歳代が323人(33.3%)と最も多く、次いで60歳代が298人(30.8%)、70歳代が154人(15.9%)の順となっていた。

また、本市委員任用基準の年齢制限を大幅に上回り、80歳代の委員も30人(実委員数19人)見受けられた。

# (4) 在任期間について

(単位:人)

	区 分	2年未満	2~5年 未 満	5~10年 未 満	10~15年 未 満	15~20年 未 満	20年以上	合 計
付	属 機 関	213	305	131	63	20	10	742
付準	属機関にずる機関	84	118	27	3	5	4	241
合	計	297	423	158	66	25	14	983
	構成比	30. 2%	43.0%	16. 1%	6. 7%	2. 5%	1.4%	100.0%

本市委員任用基準第4条において、「審議会等の委員の任期が3年以上の職に あっては連続3期を超えて、その任期が3年未満の職にあっては任用期間が連続 8年を超えて、同一の者を委員として再任することはできないものとする。」と している。

ほとんどの審議会等が任期(1年から5年)を定めており、そのうち2年を任期とする審議会等が最も多い。在任期間が10年未満である委員が約9割を占めていたが、本市委員任用基準の再任の制限を大幅に上回り、20年以上在任している委員も14人(実委員数13人)見受けられた。

# (5) 女性委員の登用について

(単位:機関、人)

	区	分		機関数	登用なし	10%未満	10~20% 未 満	20~30% 未 満	30~40% 未 満	40%以上	委員数	女 性 委員数
付	属	機	関	61	4	2	9	11	11	24	742	229
付準	属機		に 関	20	8	1	3	1	7	0	241	45
合			計	81	12	3	12	12	18	24	983	274
	構	成比		100.0%	14. 8%	3. 7%	14. 8%	14. 8%	22. 2%	29.6%	100.0%	27. 9%

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

本市委員任用基準第7条において、「審議会等における女性委員の数は、当該 審議会等の委員の数に100分の40を乗じて得た数以上となるよう努めるも のとする。」としている。

女性委員の登用率が40%以上の審議会等は24機関(29.6%)であったが、女性委員を全く登用していない審議会等も12機関あった。本調査時点において、女性委員数は274人で、全委員に占める割合は27.9%であった。

# (6) 公募委員の登用について

(単位:機関、人)

	区分		機関数	委員数		公募による	委員の選任		
		Ħ		(茂)   数	安貝数	機関数	機関数割合	委員数	委員数割合
付	属	機	関	61	742	11	18.0%	22	3.0%
付準	属様		に関	20	241	3	15. 0%	5	2.1%
合			計	81	983	14	17. 3%	27	2. 7%

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

本市委員任用基準第6条において、「審議会等の委員の選任に当たっては、公 募の方法による委員を含めるよう努めるものとする。」としている。

公募委員を登用している審議会等は14機関(17.3%)で、公募委員数は27人(2.7%)であった。公募委員を選任していない理由については、審議内容に専門性を必要とすることや、市民代表の枠組みから選任しているが、一般公募までは行っていないなどの回答であった。

## (7)委員の兼任状況について

(単位:機関、人)

兼(	壬 機	関数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
委	員	数	497	100	37	23	7	4	1	1	1

本市委員任用基準第5条において、「審議会等の委員を兼職できる数は、臨時 的な委員の職を除き同時に6以内とする。」としている。

7機関以上兼任している委員は3人であった。

# 4 審議会等の会議運営について

# (1) 平成28年度の開催回数について

(単位:機関)

	区	分		0回	1回	2回	3回	4回	5~10回	11回以上	合計
付	属	機	関	7	31	9	4	2	5	3	61
付準		幾 関 5 機	に関	2	9	4	4	0	1	0	20
合			計	9	40	13	8	2	6	3	81

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

付属機関、付属機関に準ずる機関とも、年1回の開催が最も多かった。なお、 平成28年度中に審議する事案が発生していないという理由で、会議を開催して いない審議会等が9機関あった。

# (2)会議の公開について

(単位:機関)

	区分			会議を公開している			全部非公開	合計	
			計	公開	一部非公開	土部か公開	口印		
付	属	機	関	34	28	6	27	61	
付準			に 関	13	10	3	7	20	
合			計	47	38	9	34	81	
	構	成比		58.0%	46. 9%	11.1%	42.0%	100.0%	

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

本市設置運営指針において、「審議会等の会議は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として公開するものとする。」としている。

会議を公開している審議会等は、47機関(58.0%)で、そのうち、一部 非公開としている機関が9機関あった。会議を全部非公開にしている審議会等 は34機関(42.0%)で、その理由については、個人情報を含むほか、意思 形成過程の場であるなどという回答であった。

# (3)会議開催の周知について

(単位:機関)

			周知し	ている			
	区 分	<b>⇒</b> 1	周知方法(複数回答のため、計は一致しない)			周知していない	合計
		計	ホームページ	報道連絡	その他		
付	属 機 関	9	8	2	3	52	61
	属機関にずる機関	6	3	3	1	14	20
合	計	15	11	5	4	66	81
	構成比	18.5%	_	_	_	81. 5%	100.0%

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

本市設置運営指針において、「審議会等の会議を開催するに当たっては、開催 の日時、場所、傍聴の手続等について、当該会議の開催する日の1週間前までに 公表するものとする。」としている。

会議開催の周知をしている審議会等は、15機関(18.5%)で、周知方法はホームページへの掲載や報道連絡などにより行われていた。周知をしていない審議会等は66機関(81.5%)で、周知をしていない理由については、会議を非公開としているものが過半数であったが、特に周知する必要性がないという回答もあった。

# (4)会議録の作成と公開について

(単位:機関)

	区 分		V \		会議録を作成している		会議録を作成	合計	
		計	公開している	公開していない	していない	口间			
付	属	機	関	59	9	50	2	61	
付準			に関	20	3	17	0	20	
合			計	79	12	67	2	81	
	構	成比		97. 5%	14. 8%	82. 7%	2.5%	100.0%	

※調査時点において、付属機関等に委員を選任していない15機関を除く。

本市設置運営指針において、「審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成するものとする。」としている。

会議録を作成している審議会等は、付属機関で59機関、付属機関に準ずる機関で20機関であり、97.5%の機関が会議録を作成していた。会議録を作成している審議会等のうち、会議録を公開しているものは、12機関(14.8%)であった。

会議録を公開していない機関について、会議の公開状況からみると、「公開している(一部非公開を含む。)」が35機関、「全部非公開」が32機関であった。

# 第9 監査の結果

今回の行政監査においては、各審議会等とも概ね適切に運営されていると認められたが、より効果的・効率的な運営に向けて、次の事項について改善を図られたい。

# 1 委員の年齢及び在任期間について

年齢については80歳以上の委員が30人、在任期間については20年以上の委員が14人と、本市委員任用基準の年齢及び再任の制限を大幅に上回り、委員を選任していた審議会等が一部に見受けられた。

審議会等の所掌事項によっては、特定の人物の専門的知識や経験が必要とされることから、人選が限定されてしまうこともやむを得ない場合もあると考えられるが、幅広い年齢層の意見を市政に反映させることや新たな考えを市政に導入する観点から、同一人の長期在任には十分留意するとともに、新たな人材の積極的な活用を図られたい。

#### 2 委員の兼任について

本市委員任用基準において、審議会等の兼職数は6以内とされているが、この兼職の制限を超え、7機関以上の審議会等を兼任していた者が3人いた。

委員の兼任については、個々の審議会等における設置趣旨や審議内容によって、 人選が重複してしまうこともやむを得ない場合もあると考えられるが、同一人に過 度な委嘱とならないよう、委員の選任にあたっては兼任状況を十分に把握されたい。

#### 3 女性委員及び公募委員の登用について

津山市第10次行財政改革実行計画において、審議会等への女性参画比率40%以上(平成32年度目標値)を掲げているが、今回の監査結果では27.9%であった。男女共同参画社会の推進に向けて女性の活躍が期待されている中、引き続き女性委員の積極的な登用に努められたい。

また、津山市第10次行財政改革実行計画において、公募委員数を40人(平成32年度目標値)と設定し、審議会等への市民参画の推進を掲げている。今回の監査結果では、公募委員は27人で、全委員に占める割合も2.7%と低調な状況であった。委員の公募については、専門性が求められるため公募枠を設定していない場合のほか、公募枠を設定しても応募がないなど個別理由もあるが、市政への市民参画の機会を拡充するうえで、積極的に公募委員の選任を推進されたい。

# 4 会議の公開について

本市設置運営指針において、審議会等の会議は法令その他定めがある場合を除き、 原則として公開するものとしている。会議内容が個人情報や意思形成過程などより、 公開に馴染まない場合は別として、会議を非公開にする理由がないものについては、 積極的な情報公開に努められたい。会議を公開しているにもかかわらず、市民へ会 議開催の周知を行っていない審議会等については、本市設置運営指針の趣旨を踏まえ、開催日時、場所、傍聴の手続等についての周知に努められたい。なお、本市設置運営指針において、会議録の公開についての定めはないが、公平で透明性のある市政運営を求められている中、個人情報等の配慮が必要な場合を除き、積極的に会議録を公開するよう努められたい。また、会議の公開の有無にかかわらず、少なくとも会議要旨は市のホームページなどに掲載することが望ましいと考える。

## 5 審議会等の統廃合について

平成28年度中、審議する事案が発生していないという理由で、会議を開催していない審議会等が9機関あった。個々の審議会等においては、計画の改正に合わせて会議を開催する機関や、行政処分に対する不服審査を取り扱う機関などもあり、一概に開催実績がないことをもって役割及び必要性が低下しているとは言い難い。しかし、委員の委嘱を行わず長期間開催されていない審議会等については、設置目的や必要性を改めて検証し、今後のあり方を検討されたい。

#### 6 むすび

近年、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済環境が大きく変化し、また住民ニーズも多様化しており、限られた資源の中で、複雑かつ高度化する行政課題や、新たな行政需要に対応することが求められている。

こうした状況の下、審議会等の制度は、市政へ幅広い市民の意見や専門的知識を 反映させる有効な手段であり、より一層重要性が高まっている。

本市では、統括管理を担う行財政改革推進室において、審議会等の設置運営指針及び委員任用基準を策定し、委員の構成や会議の運営状況における留意事項や努力事項を示し、審議会等の機能の充実や活性化に取り組んでいる。今後とも、運営実態を的確に把握し、必要に応じて指針や基準の見直しを行うなど、総合調整機能を十分に果たされたい。また、担当課においては、指針等に基づいた適切な審議会等の運営が図られるよう徹底されたい。

審議会等は行政の多様化及び市民要望の多岐化に柔軟かつ的確に対応し、市民との協働のまちづくりを進めるうえで、極めて重要な役割を担っている。その設置目的と意義を再認識し、その機能が十分発揮できるよう、制度改善と効果的運用を望むものである。

# 監査対象審議会等一覧

# 1 付属機関

	竹偶機関	I may be determined.	Hank A title - to at	
NO.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
	総合企画部	政策調整室	津山市国土利用計画審議会	条例設置
		行財政改革推進室	津山市行財政改革推進委員会	条例設置
		秘書広報室	津山市表彰審査委員会	条例設置
4	総務部	総務課	津山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	条例設置
5		総務課	津山市行政不服審査会	法令必置
6		人事課	津山市退職手当審査会	条例設置
7	総務部	人事課	津山市特別職報酬等審議会	条例設置
8	総務部	人事課	津山市公務災害補償等審査会	条例設置
9		人事課	津山市公務災害補償等認定委員会	条例設置
		人事課	津山市職員安全衛生委員会	法令必置
11 12	総 務 部 総 務 部	危機管理室 危機管理室	津山市防災会議 津山市国民保護協議会	法令必置法令必置
		人権啓発課	津山市男女共同参画まちづくり審議会	条例設置
14		人権啓発課	津山市いじめの重大事態に係る再調査委員会	条例設置
15		財政課	津山市ファシリティマネジメント委員会	条例設置
	環境福祉部	低炭素都市推進室	津山市環境政策審議会	法令任意
		環境生活課	津山市空家等対策協議会	法令任意
18	環境福祉部	環境事業課	津山市廃棄物減量等推進審議会	法令任意
	環境福祉部	生活福祉課	津山市福岡会館運営委員会	法令任意
	環境福祉部	生活福祉課	津山市加茂中原会館運営委員会	法令任意
	環境福祉部	生活福祉課	津山市公郷会館運営委員会	法令任意
	環境福祉部	生活福祉課	津山市柳会館運営委員会	法令任意
23		生活福祉課	津山市大久保会館運営委員会	法令任意
24	環境福祉部	生活福祉課	津山市民福祉士認定審査会	条例設置
25	環境福祉部	生活福祉課	津山市民生委員推薦会	法令必置
26	環境福祉部	障害福祉課	津山市障害者施策推進審議会	法令任意
27	環境福祉部	障害福祉課	津山市障害福祉サービス等支援審査会	法令必置
28	環境福祉部	高齢介護課	津山市老人ホーム入所判定委員会	条例設置
29	環境福祉部	高齢介護課	津山市介護認定審査会	法令必置
	7177 EID 1-10	高齢介護課	津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会	条例設置
31	環境福祉部	保険年金課	津山市国民健康保険運営協議会	法令必置
32	こども保健部	こども課	津山市立児童館運営委員会(加茂・阿波児童館)	条例設置
33	こども保健部	こども課	津山市立児童館運営委員会(中央・南児童館)	条例設置
34		こども課	津山市子ども・子育て審議会	法令任意
		健康増進課	津山市予防接種事故調査会	条例設置
	こども保健部	健康増進課	津山市健康づくり推進審議会	条例設置
	こども保健部	健康増進課	津山市食育推進会議	法令任意
	産業経済部	農業振興課	津山市農政審議会	条例設置
	産業経済部	農業振興課	津山市河辺農業研修施設運営委員会	条例設置
	産業経済部	農業振興課 農業振興課	津山市佐良山農業研修施設運営委員会	条例設置
	産業経済部 産業経済部	展業振興課 農業振興課	津山市農業振興事業基金運営委員会 津山市農業委員候補者選考委員会	条例設置
4 <u>/</u>	<u> </u>	展素派興味 みらい産業課		条例設置 条例設置
	産業経済部	森林課	津山市森づくり委員会	条例設置
	産業経済部	仕事・移住支援室	津山勤労者総合福祉センター運営委員会	条例設置
	都市建設部	都市計画課	津山市都市計画審議会	法令任意
	都市建設部	歴史まちづくり推進室	津山市歴史的風致維持向上計画協議会	条例設置
	都市建設部	歴史まちづくり推進室	津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例設置
	都市建設部	歴史まちづくり推進室	津山市景観審議会	条例設置
	都市建設部	建築住宅課	津山市建築審査会	条例設置
	都市建設部	建築住宅課	津山市市営住宅入居者選考委員会	条例設置
	地域振興部	勝北支所 市民生活課	津山市日本原演習場対策委員会	条例設置

# 別表

# 監査対象審議会等一覧

# 1 付属機関

NO.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
53	学校教育部	教育総務課	津山市立学校整備審議会	条例設置
	学校教育部		津山市教育振興基本計画検討委員会	条例設置
55	学校教育部	学校教育課	津山市いじめ問題対策連絡協議会	条例設置
	学校教育部		津山市いじめ問題専門委員会	条例設置
57	学校教育部		津山市教育支援委員会	法令任意
58	生涯学習部	生涯学習課	津山市公民館運営審議会	法令任意
59	生涯学習部	生涯学習課	津山市社会教育委員	法令任意
60	生涯学習部	生涯学習課	津山市生涯学習推進懇談会	条例設置
	生涯学習部		津山市青少年問題協議会	法令任意
62	生涯学習部	生涯学習課	津山市青少年育成センター運営審議会	条例設置
63	生涯学習部	生涯学習課	津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会	条例設置
64	生涯学習部	図書館	津山市立図書館協議会	法令任意
65	生涯学習部	文化課	津山市文化振興事業基金運営委員会	条例設置
66	生涯学習部	文化課	津山市美術館構想審議会	条例設置
67	生涯学習部	文化課	津山市文化財保護委員会	法令任意
68	生涯学習部	文化課	津山郷土博物館協議会	法令任意
	生涯学習部	文化課	津山洋学資料館協議会	法令任意
		津山市史編さん室	津山市史編さん委員会	条例設置
71	生涯学習部	スポーツ課	津山市スポーツ推進審議会	法令任意

# 2 付属機関に準ずる機関

	円偶隊別に毕り			
NO.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
1	総合企画部	秘書広報室	津山市市民栄誉賞審査会	規則設置
2	総合企画部	地域創生戦略室	津山市地域創生推進会議	要綱設置
3	総合企画部	地域創生戦略室	津山圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	要綱設置
4	環境福祉部	低炭素都市推進室	津山市地球温暖化対策協議会	要綱設置
5	環境福祉部	環境事業課	津山市廃棄物処理施設跡地対策委員会	要綱設置
6	環境福祉部	障害福祉課	津山市障害者差別解消支援地域協議会	要綱設置
7	環境福祉部	高齢介護課	津山市在宅医療・介護連携推進協議会	要綱設置
8	こども保健部	こども課	津山市立幼稚園建設検討会	その他
9	こども保健部	健康増進課	市民の健康と福祉のまちづくり推進会議	要綱設置
10	こども保健部	健康増進課	津山市母子保健連絡協議会	要綱設置
11	産業経済部	経済政策課	津山市地域公共交通会議	要綱設置
12	産業経済部	経済政策課	津山市中心市街地活性化基本計画策定委員会	要綱設置
13	産業経済部	農業振興課	津山市農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会	要綱設置
14	産業経済部	森林課	津山市林業担い手確保推進協議会	その他
15	産業経済部	観光振興課	津山市観光戦略アクションプラン推進会議	要綱設置
16	都市建設部	管理課	津山市都市建設部指定管理者審査委員会	要綱設置
17	都市建設部	都市計画課	津山市立地適正化計画協議会	要綱設置
18	都市建設部	都市計画課	津山市駐車場整備連絡協議会	要綱設置
19	都市建設部	都市計画課	津山市社会資本整備総合交付金評価委員会	要綱設置
20	地域振興部	協働推進室	津山市中山間(合併町村)地域懇談会	要綱設置
21	学校教育部	学校施設課	津山市立小中学校施設整備委員会	要綱設置
22	学校教育部	保健給食課	学校給食充実のための懇談会	要綱設置
23	生涯学習部	生涯学習課	津山市放課後子ども事業実行委員会	要綱設置
24	生涯学習部	文化課	津山文化センター整備検討委員会	要綱設置
25	生涯学習部	文化課	史跡津山城跡整備委員会	要綱設置

## 津山市審議会等の設置及び運営に関する指針

平成17年4月1日 市長決裁 平成27年6月9日 一部変更

#### 1 目的

この指針は、審議会等の設置及び運営に関する基準を定めることにより、機能を充実し、活性化するとともに、会議の公開等によって透明性の向上を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政の実現に資することを目的とする。

## 2 対象

この指針の対象とするものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき津山市が設置する付属機関及びこれに準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

## 3 審議会等の設置

(1) 新設について

審議会等を新たに設置しようとする場合は,既存の審議会等との調整,設置目的,設置期間について検討のうえ,設置すること。

(2) 廃止について

法令等の改正により設置の必要がなくなったもの及び所期の設置目的を 達成したものは、速やかに廃止すること。

#### 4 審議会等の委員

(1) 委員の選任について

審議会等の委員任用基準に関する規程(平成12年津山市訓令第9号) の定めるところにより、幅広い人材を任用する。

(2) 委員数について

簡素で効果的な審議会等の運営の確保及び審議の活性化を図るため、委員の定数は必要最小限とし、原則として18人以内とする。

(3) 委員の推薦依頼について

関係団体へ委員の推薦依頼をすることは、計画の策定及び事業の実施に 必要不可欠と認める場合を除き、できるだけ控え、住民から広く意見が聴 けるようさまざまな視点から委員を選出する。

なお,関係団体等から推薦を受ける場合は,あらかじめ委員の任用基準 について関係団体等に説明し、その理解を得ておくものとする。

(4) 委員の公募について

市民に意見を聴き、まちづくりへ反映させるため、委員の公募について、 さらに推進する。

ただし, 応募資格には, 応募日現在において津山市の他の審議会等の公募 委員として就任していないこと, かつ市の職員ではないこと等, 広く市民が 参画できるよう配慮すること。

- 5 審議会等の会議の公開
  - (1) 会議の公開基準について

審議会等の会議は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として 公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部 又は一部を非公開とすることができる。

- ア 津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条各号に掲 げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生 じると認められる場合
- (2) 非公開の決定について
  - ア 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が、当該 会議に諮って行うものとする。
  - イ 会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにする ものとする。
- (3) 公開方法について
  - ア 審議会等の会議の公開は、希望する者に傍聴を認めることにより行う ものとする。
  - イ 審議会等は、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に一定の傍聴 席及び記者席を設けるよう努めるものとする。ただし、会場の規模等や むを得ない事情があるときを除く。
  - ウ 傍聴の希望者が定員を超えるときは、抽選その他適切な方法により傍 聴する者を決定する。
  - エ 会議資料は、傍聴する者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
  - オ 審議会等は、会議を公開するに当っては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続きを定めるとともに、遵守事項等を記載した書面を配布する等、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 傍聴することができない者

次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ア 銃器その他危険なものを持っている者
- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- エ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
- オ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと 認められる者
- (5) 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- ア 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- イ 会議場において発言しないこと
- ウ みだりに席を離れないこと
- エ 飲食又は喫煙をしないこと
- オ 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと
- カ 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げと なるような行為をしないこと

# (6) 傍聴者の退場

傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

審議会等の長は、傍聴者が前項各号の規定に反し会議の妨げとなった場合は、これを制止し、従わない場合は退場させることができる。

#### 6 会議開催の周知

審議会等の会議を開催するに当っては、開催の日時、場所、傍聴の手続等 について、当該会議を開催する日の1週間前までに公表するものとする。た だし、緊急に審議会等が開催される場合はこの限りではない。

## 7 会議録の作成等

審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような 形式とするよう努めるものとする。

#### 8 施行期日

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

平成12年11月1日 津山市訓令第9号 改正 平成17年2月1日訓令第1号 平成24年3月31日訓令第6号 平成25年10月1日訓令第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、審議会等の委員として幅広い人材の活用を図るため、法令その他別に定めのあるもののほか、その任用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき津山市が設置する付属機関及びこれらに準ずる機関をいう。

(年齢の制限)

第3条 審議会等の委員として任用(再任を含む。)する者は、選任する日において71歳未満でなければならない。

(再任の制限)

第4条 審議会等の委員の任期が3年以上の職にあっては連続3期を超えて、その任期が3年未満の職にあっては任用期間が連続8年を超えて、同一の者を委員として再任することはできないものとする。

(兼職の制限)

第5条 審議会等の委員を兼職できる数は、臨時的な委員の職を除き同時に6以内とする。

(委員の公募)

第6条 審議会等の委員の選任に当たっては、公募の方法による委員を含めるよう努めるものとする。

(女性委員)

第7条 審議会等における女性委員の数は、当該審議会等の委員の数に100分の40を乗じて得た数以上となるよう努めるものとする。

(適用除外)

第8条 特別な知識,技能,資格等を必要とする委員,審議会等の所掌事項に照らして公募することが適当でない委員その他市長が特に認めた委員の任用については,この規程の規定は,適用しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、訓令の日から施行し、施行の日以後に任期の開始する審議会等の委員の任用について適用する。

付 則(平成17年2月1日訓令第1号)

この規程は、訓令の日から施行する。

付 則(平成24年3月31日訓令第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年10月1日訓令第21号)

この規程は、訓令の日から施行する。